



第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

 郵送による議決権行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時15分まで

目次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	30
株主総会参考書類	36
議案 剰余金処分の件	

新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため、
今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

英和株式会社

証券コード 9857

(証券コード：9857)
2020年6月10日

株 主 各 位

大阪市西区北堀江四丁目1番7号

英和株式会社

代表取締役社長 阿部 健治

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

当社本社 5階 大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項	1. 第73期〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
	2. 会計監査人及び監査役会の第73期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	
議案	剰余金処分の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類及び計算書類、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.eiwa-net.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.eiwa-net.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 〈株主様へのお願い〉
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.eiwa-net.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます)
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略する場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ・感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。上記に伴い、今年度は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境、企業収益の改善等を背景に緩やかな回復基調にありましたが、通商問題の長期化による世界経済の減速懸念の高まりと輸出の低迷に加え、消費増税や自然災害の影響により、堅調な内需も次第に力強さを欠く展開になりました。また新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による国内及び世界経済の大幅な減速が懸念される等、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの既存事業領域である石油化学、鉄鋼、機械製造業等におきましては、米中貿易摩擦による影響で、生産量や出荷量の減少がみられた他、原材料や物流コスト等の上昇に伴う影響により、徐々に設備投資を先送りする動きがみられたものの、少子高齢化による労働人口の減少や働き方改革への対応、また老朽化したインフラや生産設備の更新・メンテナンス需要を背景に、IoTを活用した設備管理、職場環境改善や環境・安心・安全・品質の向上につながる設備には堅調な投資が見られました。

このような状況下、当社グループにおきましては、中期3ヵ年経営計画の最終年度として、経営基本方針「事業ポートフォリオの最適化と生産性追求による収益力の向上」のもと、2019年度経営方針「実行力の強化と成果の追求～To the NEXT STAGE～」を掲げ、産業構造の変化と顧客ニーズに対応した強固な経営基盤作りを推し進めました。同業他社との競争が厳しくなる状況下でも持続的安定成長を図るため、高付加価値営業の強化による収益力の向上を最重要課題として、全国の営業拠点網を活用しながら既存顧客への深耕営業と成長性の高い分野での新規顧客開拓に、積極的に取り組んでまいりました。

その結果、官公庁や建設業向けで社会インフラ設備の強化や更新需要に基づく投資需要を取込んだ他、化学品製造業、鉄鋼製品製造業、プラント・エンジニアリング向けの販売が堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は376億82百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。また、高付加価値営業の強化や生産性向上を目的とした業務効率化に取り組んだ結果、収益性が向上し、売上総利益61億53百万円（同3.1%増）、営業利益17億9百万円（同16.3%増）、経常利益17億65百万円（同13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億27百万円（同19.8%増）で増収増益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	対前連結会計年度 増減率 (%)	構成比 (%)
工業用計測制御機器	17,564	0.6	46.6
環境計測・分析機器	3,491	7.9	9.3
測定・検査機器	2,249	△4.5	6.0
産 業 機 械	14,376	0.2	38.1
合 計	37,682	0.8	100.0

(工業用計測制御機器)

社会インフラ市場において自然災害に対する備えや老朽化したインフラ設備の更新需要があった他、IoTを活用した生産設備の自動化や安全対策、また、定期修理に伴い各種センサーや情報通信機器の需要が増加し、化学品製造業向けを中心に販売が増加しました。

(環境計測・分析機器)

官公庁向けで汚泥を堆肥化する大型プラントの納入があった他、社会インフラ市場や民間企業において、老朽化した設備に付帯する機器の更新や定期修理需要を取込んだ結果、官公庁や鉄鋼製品製造業向けを中心に水質・大気・ガス分析計の販売が増加しました。

(測定・検査機器)

高精度、高品質な製品の試験や開発につながる各種測定機器、老朽化した設備の保守点検に使用される保守メンテナンス機器、安全・安心を確保するためトレーサビリティの強化につながる投資需要を取込み、鉄鋼製品製造業、化学品製造業向けで販売は増加しましたが、自動車業界で設備投資の先送りがみられ、自動車関連業界向け精密測定・検査機器の販売が減少しました。

(産業機械)

社会インフラ市場において、災害対策に関連する機器や各種特殊車両の更新需要を取込み、販売は堅調に推移しました。また、設置工事を含めた大口の自動充填機器の販売があった他、老朽化した生産設備の安定稼働や安全対策につながる設備投資需要を取込み、化学品製造業、鉄鋼製品製造業向けを中心に販売が増加しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中の新設、拡充

- ・ 当社：営業所で使用する複合機の入れ替えにより3,151千円、基幹システムの改修により3,100千円の投資を行いました。
- ・ 子会社：双葉テック株式会社において、パソコン及びネットワーク機器の購入により14,581千円の投資を行いました。また、東武機器株式会社において、サーバー機器の入れ替えにより5,494千円、ソフトウェアの更新により3,407千円の投資を行いました。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・ 当社：該当事項はありません。
- ・ 子会社：該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

①中期3ヵ年経営戦略

2020年4月より当社グループは新たな中期3ヵ年経営計画（2021年3月期～2023年3月期）をスタートさせ、経営基本方針「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」のもと、産業構造の変化と顧客ニーズに対応した強固な経営基盤作りを推し進め、計画の最終年度となる2023年3月期に連結売上高400億円、経常利益16億50百万円、株主資本利益率（ROE）10%を目指します。

具体的には、営業組織にこれまでよりも小規模な拠点分割とする「ブロック制」を採用し、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を目指しながら、前中期3ヵ年経営計画の重点市場戦略として取組んできた既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開発を更に加速させ、新たなビジネスモデルの創造に挑戦してまいります。主な戦略としては、少子高齢化による労働人口の減少や働き方改革といったお客様の経営課題を背景に、全国の営業拠点網や独立系商社としての強みを活かしたワンストップ提案営業を推進し、生産性の向上につながる各種センサーや省力化設備の拡販、循環型社会の形成を推進する環境配慮型製品の拡販、製品の安心・安全に繋がる測定・検査機器の拡販、機器導入後のメンテナンス業務への取組み、自然災害に対する防災・減災対策に関連する道路維持機械・特殊車両の拡販、電力・公共環境分野等の社会インフラに関する設備の老朽化対策や長寿命化につながる投資の取込み、高機能性材料や新エネルギーの普及に向けた先端技術開発分野への取組み、各企業の研究開発部門や品質保証部門への深耕等の諸施策を実行しながら、更なる業容の拡大を図ってまいります。

当社の経営基盤とは、優良な取引先、人材・組織、財務体質であり、これらの強化・安定成長が、収益の拡大、すなわち持続的な企業価値の向上につながります。厳しい企業間競争に打ち勝ち、事業環境の様々な変化に対応できる、販売力、提案力、情報収集能力、専門分野の知識等十分な力量を持った人材を育成するとともに、社員一人一人が当事者意識を強く持って行動する現場力の強化と、生産性追求による収益力の向上を図ってまいります。

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大に努めてまいります。

②対処すべき課題

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場では成熟化が進む中、収益力の強化に向け、企業基盤の強化や再編が行われており、顧客による購入ルートの見直しや同業他社との競争は更に厳しくなるものと考えております。また、少子高齢化といった社会構造の変化により労働力の減少、技術の継承も困難となることに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が、人やモノの移動制限や不要不急の消費活動の自粛、テレワークや時短勤務といった「新しい生活様式」への対応を余儀なくされ、当社グループの主要事業領域である国内市場におきましても、設備投資を手控える動きやサプライチェーンの停滞に加え、営業活動の制限等の影響が予想されます。そのような状況下、ものづくりが今後も発展を続け、安定的に付加価値を生み続けるには、IoT、ビッグデータ、ロボティクス、AI等のデジタル技術を活用した生産性の向上が避けられない課題となり、生産設備の自動化や予知保全の導入、老朽化した設備の効率化投資を行う企業は更に増加するものと予想されます。

当社グループでは、成熟した国内市場においても持続的安定成長を図るため、既存顧客の深耕開発という「守り」による競争力強化と成長性の高い分野への新規顧客開発という「攻め」を明確にしながら企業価値の最大化を推し進めております。高付加価値営業の強化による収益力の向上を最重要課題として、IoT等のビッグデータを活用したインフラ設備や生産現場における設備の稼働監視、また、ものづくりの現場におけるロボットやAIを活用した自動化・生産効率化・安全性向上を目的とした提案営業の推進、「環境・安心・安全・品質」をキーワードとした環境配慮型商品及び保安・メンテナンス機器の拡販、道路維持機械・特殊車両の拡販、顧客密着営業による現場ニーズに対応した新商材の発掘と幅広い商品提案によるクロス・セリングの推進を、全国展開した営業拠点網を活用し積極的に取組んでまいります。更に、中・長期的観点から企業価値拡大を図るため、扱い商材の拡充、国内販売体制の強化、成長分野への取組み強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

管理面におきましては、当社グループの持続的安定成長を目指して、上場企業に求められているコーポレートガバナンス・コードに沿った内部統制環境の改善・強化と、企業価値向上を実現するために最重要課題となる人材育成に引き続き取組んでまいります。特に、少子高齢化の進行を背景に、今後人材の確保・育成が経営課題となってまいります。働きがい、やりがいを高めるため、「働き方改革」を推進するとともに、全従業員の生産性向上、満足度向上を目指すため、業務改革を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 70 期 2017年 3 月期	第 71 期 2018年 3 月期	第 72 期 2019年 3 月期	第73期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	32,886	34,367	37,394	37,682
経 常 利 益 (百万円)	1,051	1,167	1,552	1,765
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	683	733	941	1,127
1 株当たり当期純利益 (円)	108.04	115.86	148.68	178.09
総 資 産 (百万円)	22,249	23,412	24,611	25,628
純 資 産 (百万円)	8,680	9,346	9,875	10,750
1 株当たり純資産額 (円)	1,371.52	1,476.79	1,560.29	1,698.62

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	300,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 3 社であります。
2. 英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司は当連結会計年度において増資を行った結果、資本金が増加しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測定・検査機器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

(8) 主要な営業所及び工場

(当社)

名称	所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
本社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東京本社	東京都品川区		—	—	—	—
営業所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	1
	千葉県	1	神奈川県	2	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	愛媛県	1	広島県	2
	山口県	1	福岡県	1	大分県	1
	熊本県	1				
出張所	和歌山県	1	長崎県	1		

(子会社)

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	中華人民共和國 上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
321名	12名増

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（年間の平均人員）91名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	133,336千円
株式会社百十四銀行	125,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社七十七銀行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,710,800株
- (2) 発行済株式の総数 6,470,000株
- (3) 株 主 数 4,285名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ブ ロ ー ド ピ ー ク	431,500株	6.81%
阿 部 健 治	269,680株	4.26%
東 京 計 器 株 式 会 社	246,840株	3.90%
長 野 計 器 株 式 会 社	206,600株	3.26%
阿 部 和 男	203,800株	3.22%
阿 部 英 男	170,766株	2.69%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	165,188株	2.61%
英 和 社 員 持 株 会	155,658株	2.45%
阿 部 吉 典	113,500株	1.79%
伊 藤 信 子	85,600株	1.35%

(注) 当社は、自己株式141,136株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿部健治	代表取締役社長	
阿部吉典	取締役副社長（営業本部長）	
佃雅夫	取締役常務執行役員（管理本部長）	
河野督	取締役執行役員（産業機械営業部長）	
玉置崇久	取締役執行役員（中部営業部長）	
加藤信義	取締役執行役員（東京本社営業部長）	
大熊裕明	取締役	
萩原典生	常勤監査役	
仲林信至	監査役	
藤田傑	監査役	藤田傑税理士事務所代表

(注) 1. 地位及び担当は、2020年3月31日現在で記載しております。

2. 大熊裕明氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

3. 仲林信至氏及び藤田傑氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

4. 社外監査役藤田傑氏は税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 2020年4月1日付をもって、以下のとおり取締役の地位及び担当を一部変更しております。

氏名	地位及び担当
河野督	取締役執行役員（営業副本部長）
玉置崇久	取締役執行役員（営業副本部長）
加藤信義	取締役執行役員（営業副本部長）

＜ご参考＞当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
辻 康 男	執行役員（東武機器株式会社出向 代表取締役社長）
宮 谷 敏	執行役員（東日本営業部長）
難 波 孝 成	執行役員（大阪本社営業部長）
渡 邊 慎 介	執行役員（国際営業部長）
兼 田 成 人	執行役員（総務部長）

(注) 1. 地位及び担当は、2020年3月31日現在で記載しております。

2. 2020年4月1日付をもって、以下のとおり執行役員の担当を一部変更しております。

氏 名	地 位 及 び 担 当
宮 谷 敏	執行役員（北海道・東北ブロック長）
難 波 孝 成	執行役員（大阪本社ブロック長）
渡 邊 慎 介	執行役員（国際営業ブロック長）
兼 田 成 人	執行役員（総務部長 兼 情報システム部長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び監査役萩原典生氏、仲林信至氏、藤田傑氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	報 酬 等 の 額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (1)	185,785 4,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18,672 7,152)
計	11	204,457

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与引当額59,230千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	藤 田 傑	藤田傑税理士事務所	代表	当社と藤田傑税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	大 熊 裕 明	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席し、主に経験豊富な経営者の見地から、必要な発言を行いました。
監査役	仲 林 信 至	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての経験豊富な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。
監査役	藤 田 傑	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額（注）

31,000千円
- ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額

1,400千円
- ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。
 - ii 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
 - iii 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。
 - iv 役員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとることとしております。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱については、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。
 - ii 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。
 - iii 前2項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、i項の検証・見直しの経過、ii項のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。
 - ii 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。
 - iii 監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。
 - iv 監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。
 - v リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期3ヵ年経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているかについては、経営戦略会議または総合部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。
 - ii 業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。
 - iii 日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。
 - ii 当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の1部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - iii リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。
 - iv 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。
 - v 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。
 - vi 適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を作成し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。
 - vii 当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談または通報を適正に処理することができる体制を構築しております。
 - viii 各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修または情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
 - ii 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
 - iii 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。
 - iv 監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができることとしております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
 - ii 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
 - iii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、ただちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接または間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
 - iv 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。
 - ii 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。
 - iii 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要でないことを証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム全般
当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,428,452	流 動 負 債	13,659,913
現金及び預金	4,491,088	支払手形及び買掛金	6,750,405
受取手形及び売掛金	14,823,455	電子記録債務	5,252,061
電子記録債権	1,873,944	短期借入金	50,000
有価証券	100,080	1年内返済予定の長期借入金	126,664
商品及び製品	814,367	未払法人税等	415,832
仕掛品	18,848	未払消費税等	148,056
原材料	47,846	賞与引当金	476,378
その他	260,439	役員賞与引当金	63,230
貸倒引当金	△1,618	リース債務	5,514
		その他	371,769
固 定 資 産	3,199,870	固 定 負 債	1,218,045
有形固定資産	1,337,299	長期借入金	531,672
建物及び構築物	369,005	役員退職慰労引当金	25,850
土地	899,349	退職給付に係る負債	516,957
リース資産	19,899	リース債務	15,467
その他	49,045	その他	128,098
無形固定資産	35,450	負 債 合 計	14,877,959
投資その他の資産	1,827,120	【 純 資 産 の 部 】	
投資有価証券	580,960	株 主 資 本	10,726,690
保険積立金	577,884	資 本 金	1,533,400
繰延税金資産	402,403	資 本 剰 余 金	1,567,550
その他	313,372	利 益 剰 余 金	7,676,814
貸倒引当金	△47,501	自 己 株 式	△51,074
		その他の包括利益累計額	23,673
		その他有価証券評価差額金	76,973
		為替換算調整勘定	1,762
		退職給付に係る調整累計額	△55,062
資 産 合 計	25,628,323	純 資 産 合 計	10,750,363
		負債・純資産合計	25,628,323

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,682,312
売上原価		31,528,897
売上総利益		6,153,415
販売費及び一般管理費		4,444,120
営業利益		1,709,295
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,311	
仕入割引	18,494	
その他	41,788	73,595
営業外費用		
支払利息	3,469	
売上割引	3,122	
その他	10,994	17,586
経常利益		1,765,303
特別利益		
投資有価証券売却益	6,852	6,852
特別損失		
投資有価証券評価損	25,730	25,730
税金等調整前当期純利益		1,746,425
法人税、住民税及び事業税		644,895
法人税等調整額		△25,611
当期純利益		1,127,141
親会社株主に帰属する当期純利益		1,127,141

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,567,550	6,783,845	△50,923	9,833,872
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△234,172		△234,172
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,127,141		1,127,141
自己株式の取得				△150	△150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	892,968	△150	892,818
当 期 末 残 高	1,533,400	1,567,550	7,676,814	△51,074	10,726,690

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	69,023	10,707	△38,474	41,256	9,875,128
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△234,172
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,127,141
自己株式の取得					△150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,949	△8,945	△16,587	△17,583	△17,583
当期変動額合計	7,949	△8,945	△16,587	△17,583	875,235
当 期 末 残 高	76,973	1,762	△55,062	23,673	10,750,363

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,783,300	流動負債	12,958,219
現金及び預金	3,729,180	支払手形	1,599,631
受取手形	1,544,122	電子記録債権	5,265,688
電子記録債権	1,740,809	買掛金	4,679,863
売掛金	12,722,033	1年内返済予定の長期借入金	126,664
有価証券	100,080	未払金	80,666
商前渡品	738,827	未払費用	82,010
前払費用	143,824	未払法人税等	367,154
その他	60,854	未払消費税等	127,481
貸倒引当金	5,170	前受り金	89,333
	△1,600	預り金	35,995
		賞与引当金	436,000
		役員賞与引当金	59,230
		リース債務	3,264
		その他	5,237
固定資産	3,953,407	固定負債	1,092,023
有形固定資産	1,182,482	長期借入金	531,672
建物	344,199	退職給付引当金	428,989
構築物	4,573	長期未払金	125,503
機械及び装置	153	リース債務	3,264
工具器具及び備品	37,007	その他	2,595
土地	790,020		
リース資産	6,528		
		負債合計	14,050,243
		【純資産の部】	
無形固定資産	28,178	株主資本	10,615,719
ソフトウェア	14,852	資本金	1,533,400
その他	13,326	資本剰余金	1,567,550
		資本準備金	1,565,390
投資その他の資産	2,742,746	その他資本剰余金	2,160
投資有価証券	537,222	利益剰余金	7,565,843
関係会社株式	906,448	利益準備金	114,525
関係会社出資金	153,363	その他利益剰余金	7,451,318
破産更生債権等	401	買換資産圧縮積立金	30,886
差入保証金	281,120	配当平均積立金	320,000
保険積立金	547,881	別途積立金	4,930,000
繰延税金資産	363,373	繰越利益剰余金	2,170,432
その他	436	自己株式	△51,074
貸倒引当金	△47,501	評価・換算差額等	70,744
		その他有価証券評価差額金	70,744
		純資産合計	10,686,464
資産合計	24,736,707	負債・純資産合計	24,736,707

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,404,483
売上原価		29,687,520
売上総利益		5,716,962
販売費及び一般管理費		4,120,282
営業利益		1,596,680
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,412	
仕入割引	14,445	
その他	35,377	82,235
営業外費用		
支払利息	3,243	
売上割引	3,122	
その他	10,279	16,646
経常利益		1,662,269
特別利益		
投資有価証券売却益	6,852	6,852
特別損失		
投資有価証券評価損	25,730	25,730
税引前当期純利益		1,643,391
法人税、住民税及び事業税		574,795
法人税等調整額		△16,195
当期純利益		1,084,791

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
配当平均積立金の積立				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金		配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	114,525	32,342	290,000	4,630,000	1,648,357	6,715,225
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△234,172	△234,172
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,455			1,455	—
配当平均積立金の積立			30,000		△30,000	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当 期 純 利 益					1,084,791	1,084,791
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,455	30,000	300,000	522,074	850,618
当 期 末 残 高	114,525	30,886	320,000	4,930,000	2,170,432	7,565,843

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△50,923	9,765,251	67,547	67,547	9,832,798
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△234,172			△234,172
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
配当平均積立金の積立		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		1,084,791			1,084,791
自己株式の取得	△150	△150			△150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	3,197	3,197	3,197
当 期 変 動 額 合 計	△150	850,468	3,197	3,197	853,665
当 期 末 残 高	△51,074	10,615,719	70,744	70,744	10,686,464

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

英和株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎育利 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

英和株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎育利 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

英 和 株式会社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 萩 原 典 生[Ⓔ]

社 外 監 査 役 仲 林 信 至[Ⓔ]

社 外 監 査 役 藤 田 傑[Ⓔ]

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

当社は、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う利益配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元の上昇に努めることを基本方針としています。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を、27円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、170,879,328円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき10円と合わせまして、1株当たりの年間配当金は37円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

配当平均積立金 30,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 330,000,000円

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

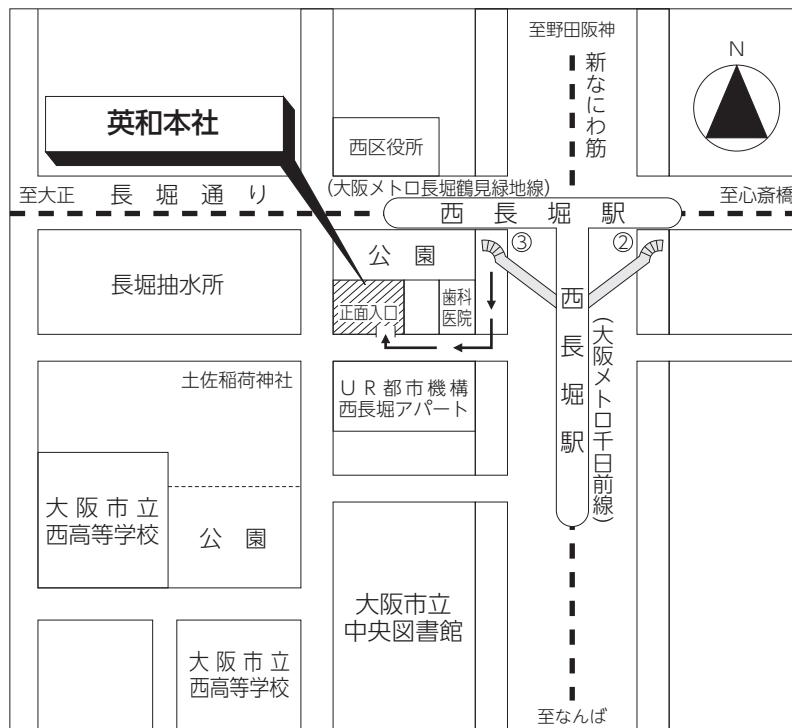
当社本社 5階 大会議室

TEL 06 (6539) 4801 (代)

交 通 ◎大阪メトロ千日前線 西長堀駅

◎大阪メトロ長堀鶴見緑地線 西長堀駅

③ 番 出 口 す ぐ



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため、
今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。